

耐震補強



基礎の補強:アンカーボルト取付



基礎の補強:土台火打ち取付



補強金物



壁の補強には「かべつよし」を使用



断熱対策



1階壁 断熱材



1階天井 断熱材



1階床 断熱材設置



1階 断熱サッシ

リフォーム完成お披露目会

施主様のご厚意で実現しました!!

3/24(土) 25(日)

am10:00~pm4:00 2日間限り

“安心・安全”はここまで高まる!! 劇的変化をご体感下さい。

DATA

木造2階建て 築40年超 60代ご夫婦のお住まい

目的

- ・大規模地震に備え、安心して住み続けられるよう耐震補強工事を行う。
- ・冷暖房効率を高め、冬の寒さ、夏の暑さ対策として断熱性能の向上。
- ・安全に住み続けるためのバリアフリー対策。
- ・老朽化してきた設備機器を使いやすくエコな最新機器に取り替える。

1階のリフォーム概要

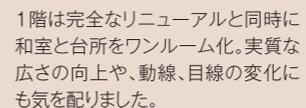
間取り変更 補強壁 天井裏に水平構面補強
外壁面・床下に断熱材
設備機器取替え 建具新規 内装仕上

2階のリフォーム概要

耐震補強工事
雨戸枠・戸袋交換

外廻り、その他リフォーム

壁タイル貼り替え
外壁塗装 防蟻処理



設計担当/一級建築士 倉片 敏光

1階は完全リニューアルと同時に和室と台所をワンルーム化。実質な広さの向上や、動線、目線の変化にも気を配りました。



直接現地へお越しただくかご連絡いただければ、現地へご案内致します。

お車の方...カーナビ入力 狭山市南入曽262-2

電車の方...西武新宿線「入曽」駅より徒歩15分

バリアフリー対策

0120-703-180
information@jyukyo-cnst.com
https://www.j-kensetsu.jp/

家を、街を、未来をつくる 住協グループ
住協建設
〒350-1304 狭山市狭山台 4-27-38 代表：04-2950-6011
国土交通大臣許可 (特-27) 第16331号 ■一級建築士事務所 埼玉県知事登録 (6) 第3335号

ご相談・お見積無料
耐震診断無料
定期点検サービス実施
保証制度有
工事保証書発行

安心の団体加盟
木耐協
国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 「株式会社 住宅あんしん保証」登録
リフォーム瑕疵保険 「株式会社 ハウスジューメン」登録事業者 (MB2012027528)

ご来場頂いた方に
QUOカード 1,000円分 プレゼント
当日アンケートにご回答いただいたご家族様各1枚とさせていただきます。商品がなくなり次第終了とさせていただきます。

あなたの家は何歳ですか？

新耐震木造住宅検証法バージョン

建築年度で耐震性をチェック

大規模地震と建築基準法の変遷

建築基準法は、安全で安心して暮らせる社会を築くために、みんなで守らなければいけない、建物に関する最低限の基準を定めたものです。時代に応じた基準を柔軟に盛り込む改正が頻繁に行われており、特に大規模な地震災害とともに建物の耐震基準も大幅に改正されてきました。みなさんがお家を建てられた当時の建築基準と、現行の建築基準に大きな違いがないか、このチェック表で確認しましょう！

ご自宅の建築年度に線を引き、適用されている建築基準を確認しましょう。
 ・表の右側は、建築基準の中でも耐震性に関する項目です。
 ・建築年度から判断される耐震性の判定をご確認ください。

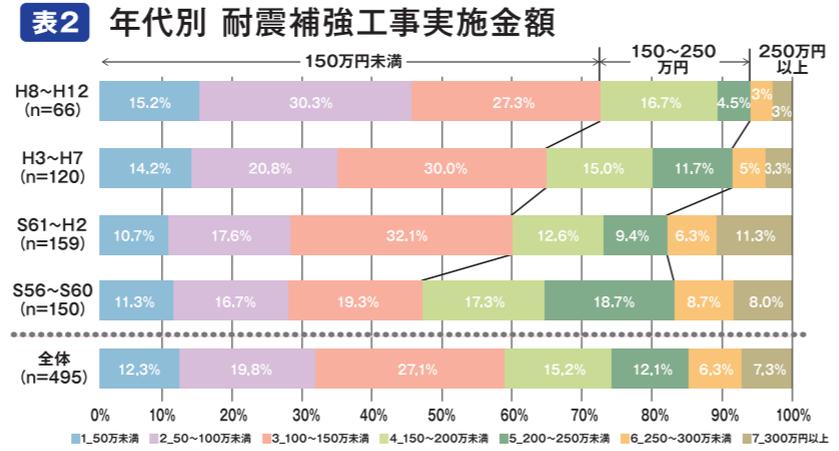
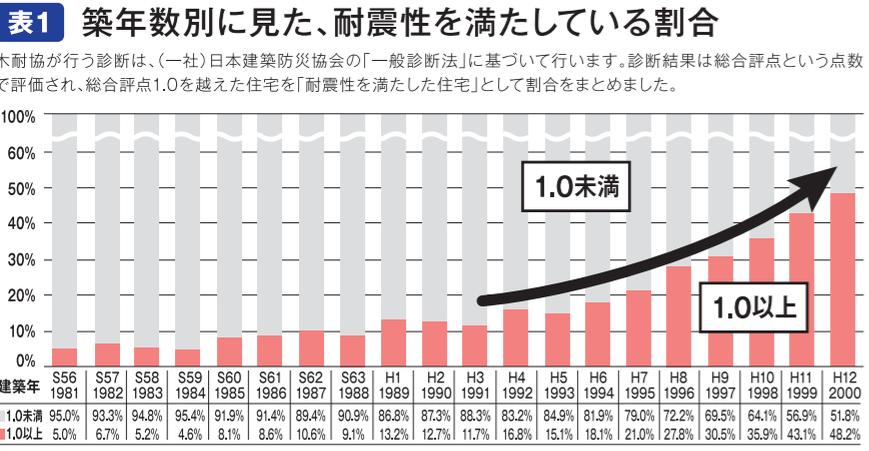
本年表の対象住宅
 ・木造在来工法住宅
 ・平屋もしくは2階建て

地震年表	建築基準の変遷	各項目に関する規定など					判定
		基礎	壁の量	筋交い	壁の配置バランス	接合部	
1923 1923年 関東大震災(M7.9)	1920年 市街地建築物法施行 1924年 市街地建築物法の大改正			1924年 筋交い等の耐震規定が新設された			補強計画よりも、建て替えをお勧めします。
1948 1948年 福井地震(M7.1)	1950年 建築基準法制定 壁量の規定		規定 8/12 必要壁量が制定された	筋交いは釘で柱などに固定する			壁量不足の可能性が高いと思われます。耐震の専門家による耐震診断を受けましょう。
1964 1964年 新潟地震(M7.5)	1959年 建築基準法改正 壁量の強化	規定 底盤のない基礎でもよかつた	規定 12/21 必要壁量が改正された	筋交いはボルト・かすがいくぎ、その他の金物で緊結しなければならない」と規定。(施行令45条)	「張り間方向、及びけた方向に、釣り合い良く配置しなければならない」と規定。(施行令46条)	柱はかすがいで止める	
1968 1968年 十勝沖地震(M7.9)	1971年 建築基準法改正 基礎の布基礎化	規定 コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とするのが規定された	規定 15/29 必要壁量が改正された	平金物が使われ始める			耐震性能の検証が推奨されています。ご自身で耐震性のチェックを行うか、専門家に相談しましょう。
1978 1978年 宮城県沖地震(M7.4)	1981年 建築基準法改正 壁量の再強化	規定 鉄筋入りの基礎が徐々に広がる	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める		1982年頃から平金物などの金物が公庫で推奨され始める	
1981 1981年 新耐震木造住宅検証法の対象住宅は、昭和56年6月以降、平成12年5月までに建築された木造在来工法住宅(2階建て以下)です。 1981年から2000年までに建築された「81-00木造住宅」	2000年 建築基準法改正	規定 地耐力に応じた基礎構造が規定された	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める	規定 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	1988年頃から3階建てでホールダウン金物が使われ始める	現行の建築基準です。
1995 1995年 阪神・淡路大震災(M7.3)	2000年 建築基準法改正	規定 地耐力に応じた基礎構造が規定された	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める	規定 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	1988年頃から3階建てでホールダウン金物が使われ始める	
2001 2001年 雲予地震(M6.7)	2004 2004年 新潟県中越地震(M6.8)	規定 地耐力に応じた基礎構造が規定された	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める	規定 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	1988年頃から3階建てでホールダウン金物が使われ始める	現行の建築基準です。
2004 2004年 新潟県中越地震(M6.8)	2005 2005年 福岡県西方沖地震(M7.0)	規定 地耐力に応じた基礎構造が規定された	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める	規定 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	1988年頃から3階建てでホールダウン金物が使われ始める	
2007 2007年 能登半島地震(M6.9)	2008 2008年 岩手・宮城内陸地震(M7.2)	規定 地耐力に応じた基礎構造が規定された	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める	規定 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	1988年頃から3階建てでホールダウン金物が使われ始める	現行の建築基準です。
2011 2011年 東日本大震災(M9.0)	2014 2014年 長野県神城断層地震(M6.7)	規定 地耐力に応じた基礎構造が規定された	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める	規定 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	1988年頃から3階建てでホールダウン金物が使われ始める	
2016 2016年 熊本地震(M7.3)	2017 2017年 新耐震木造住宅5月 検証法公表	規定 地耐力に応じた基礎構造が規定された	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める	規定 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	1988年頃から3階建てでホールダウン金物が使われ始める	現行の建築基準です。
2018 2018年 鳥取西部地震(M6.6)	2017 2017年 新耐震木造住宅5月 検証法公表	規定 地耐力に応じた基礎構造が規定された	規定 筋交いのサイズによって筋交いを止める金物が指定された	筋交いプレートが使われ始める	規定 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	1988年頃から3階建てでホールダウン金物が使われ始める	

※平成28年4月に発生した熊本地震では、旧耐震基準(昭和56年5月以前)だけでなく、新耐震基準(昭和56年6月以降、平成12年5月以前)の木造住宅にも多くの被害があったため、新たに耐震性能を検証する方法(新耐震木造住宅検証法)が国土交通省より公表されました。

『81-00木造住宅』の耐震性に関する調査データ

日本木造住宅耐震補強事業者協同組合発表(木耐協)※H30年1月 対象住宅:S25年~H12年5月までに着工された「木造在来工法」の木造住宅(平屋もしくは2階建て)



新しい住宅ほど耐震性が向上する
『81-00住宅』でも耐震性を満たしている割合に最大4割の差

新しい住宅ほど、補強工事金額が低くなる
『81-00住宅』全体では、約6割が150万円未満

同時開催 「耐震相談会」

3/24(土) 25(日) am10:00~pm4:00

会場 住協建設 リフォームスタジオ「DanRan」

今こそ、ご相談を!!
安心して暮らせるお住まいをご提案いたします!!

地震で命を落とされた方の8割以上は建物の倒壊による圧死や窒息死です。建物の倒壊を防ぐ事は大切な命を守ることに繋がります。診断後、診断結果のご説明、必要があれば補強プランのご提案をいたします。
※無料診断は木造住宅に限らせて頂きます。

リフォーム専属の一級建築士をはじめ、耐震診断士、住宅診断士、一般耐震技術認定有資格者(日本木造住宅耐震補強事業者協同組合)が親身に対応いたします。この機会に是非、ご参加ください。

創業35年以上、実績年間1,000件以上。リフォーム&リノベーションの事なら信頼と実績の「住協建設」へお任せください。

小さなご要望から大規模リフォームまで...
住まいの「コンシェルジュ」として、お客様のご要望に耳を傾け、専門家立場ならではの最適なプランをご提案させていただきます。さらに住宅の本質的な事にお応え出来るよう耐震診断士・住宅診断士・一級建築士が常駐しています。また「木耐協」加入の他、第三者機関による保証体制も整え、工事完了後のアフターフォローも万全です。

【資格者リスト】

- 一級建築士 二級建築士 一級建築施工管理技士 二級建築施工管理技士
- 宅地建物取引主任者 一般耐震技術認定者(日本木造住宅耐震補強事業者協同組合)
- 既存住宅現況検査技術者(社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会)
- インテリアコーディネーター 水まわり診断士 福祉環境コーディネーター2級

木耐協「日本木造住宅耐震補強事業者協同組合」加入
 住宅リフォーム事業者団体 国土交通大臣登録 地震災害から国民の生命と財産を守るため、「安全で安心できる家づくり」に取組み、耐震社会の実現を目指す事を理念に、地震災害の備えに対する啓発活動や木造住宅の耐震性能向上のための活動を行っています。

住協建設

家を、街を、未来をつくる 住協グループ

〒350-1304 狭山市狭山台4-27-38 代表：04-2950-6011
 ■国土交通大臣許可(特-27)第16331号 ■一級建築士事務所 埼玉県知事登録(6)第3335号

0120-703-180
 information@jyukyo-cnst.com
 https://www.j-kensetsu.jp/